



九州大学と国土交通省九州地方整備局が民間企業等4社の協力を得て 「海域港湾環境防災共同研究部門」を設置

～海域・港湾等における環境・防災問題の解決を目指す新たな産官学連携を推進～

概要

九州大学（総長 有川節夫）と国土交通省九州地方整備局（局長 中嶋章雅）は、平成22年11月26日に「国立大学法人九州大学と国土交通省九州地方整備局との連携・協力に関する協定書」を締結しました。これに基づき、海域・港湾等における環境・防災問題の解決を目指すため、博多港ふ頭株式会社、三井造船株式会社、TCM株式会社、社団法人港湾荷役機械システム協会の4社とともに「組織対応型連携における共同研究部門の設置及び個別事業実施に係る契約」を6者で合意・締結しました。これにより、九州大学初の共同研究部門となる「海域港湾環境防災共同研究部門」を設置しました。

背景

九州大学は、世界的な研究・教育拠点としての学術研究活動を展開し、その成果を国際社会・国・地域の持続可能な発展に貢献することを基本的な目標のひとつとしていますが、その一環として平成22年11月26日に国土交通省九州地方整備局と、広範囲な教育・研究面の向上および地域社会への貢献および安心・安全で個性豊かな誰もが元気に暮らせる地域づくりの推進を目的とした、地域社会の発展に寄与するための連携・協力に関する協定を締結しています。

また、九州大学ではこれまで推進してきた産・官・学連携による共同研究活動をさらに進展させるため、2011年4月に「共同研究部門制度」を創設いたしました。この制度は、「組織対応型連携研究事業」（民間機関等の要請を受け、九州大学との組織的かつ中長期にわたる産学連携を推進する事業）のもと、九州大学に共同研究に係る拠点（共同研究部門）を設け、九州大学と民間機関等との共通した研究課題について専任の部門教員を置き、一定期間（2～5年（更新可））継続的に研究を行うことにより、社会の発展に資する研究の高度化と多様化を図ることを目的としています。

今回、九州大学大学院工学研究院に設置された「海域港湾環境防災共同研究部門」は、九州大学における共同研究部門の第1号として、新たな産・学・官連携による海域・港湾等における環境・防災問題の課題解決を目指します。

九州大学「共同研究部門」制度については、2011年4月21日のプレスリリース（別添）をご参照ください。

民間との新たな連携の仕組みをスタート —九州大学「共同研究部門」制度を創設—

参画機関・民間企業等

国土交通省九州地方整備局

博多港ふ頭株式会社

三井造船株式会社

TCM株式会社

社団法人港湾荷役機械システム協会

■内 容

海域港湾環境防災共同研究部門における共同研究事業は、以下の4つのテーマに関する海域・港湾等における環境・防災問題の解決を目的に、平成23年度から平成25年度にかけて展開されます。

① 「長大航路の埋没防止技術の開発」

港湾整備における維持管理コストの縮減及び土砂処分場の延命化として、有明海及び周防灘海域の港湾において喫緊の課題となっている航路・泊地における埋没問題について研究し、実海域で適用可能な航路埋没防止技術を研究する。

② 「海域環境改善技術の開発」

港湾整備を通じた海域環境改善に貢献できる、水質改善、底質改善等の個別手法の検討を進展させるとともに、総合的な海域環境保全手法の確立を目指す。具体的には、浚渫土砂の有効活用による環境改善効果を把握するとともに、現地実証実験をもとにその有効性を確認する。また、浚渫土砂を利用した高強度構造体の港湾構造物への適用について確認する。

③ 「港湾における防災技術の開発」

港湾で発生する災害について幅広く対象とし、港湾における防災体制のあるべき姿について検討する。特に、予想される津波・高潮・高波について対策の提案と有効性の確認を行う。

④ 「港湾空間からの温室効果ガス排出量削減技術の開発」

港湾空間における温室効果ガスの効果的な削減技術として、コンテナターミナルにて稼働する電動RTGや省電力リーファーコンセント(ルーフシェード)、ハイブリッドストラドルキャリアなど、新たに開発・導入した荷役機械について、各々のエネルギー効率及びCO₂の削減効果を検証するとともに、オペレーションなどによる更なる削減の可能性を研究する。

■契約の締結ならびにキックオフ会議開催について

九州大学と国土交通省九州地方整備局、博多港ふ頭株式会社、三井造船株式会社、TCM株式会社、社団法人港湾荷役機械システム協会は、平成23年7月1日付で「組織対応型連携における共同研究部門の設置及び個別事業実施に係る契約」を締結し、前述の4テーマに関する海域・港湾等における環境・防災問題の課題解決を目的に、九州大学大学院工学研究院海域港湾環境防災共同研究部門において共同研究を開始いたしました。本共同研究部門開設ならびに共同研究事業の開始に伴い、関係各位が一堂に会した意見交換・議論討論を目的として、平成23年9月9日に福岡市内において本共同研究部門のキックオフ会議を開催しました。

今回のキックオフ会議では、工学研究院の善功企教授の開会挨拶、知的財産本部の山内恒准教授の管理・運営事項の説明に続き、工学研究院の橋本典明教授、春日井康夫教授、篠田岳思教授より各研究テーマの概要説明を行いました。

本キックオフ会議には、産・官・学の分野から参加している関係者を中心に51名が参加しました。各テーマについての説明の後は活発な質疑応答が行われ、今後3年間の研究開発を進めるために有益な意見交換が行われました。今後も各者で密接な連携を取りながら、それぞれの課題解決に向けての共同研究を進めていきます。

【お問い合わせ】

九州大学知的財産本部リエゾングループ (担当：山内・松園)

Mail : liaison@imaq.kyushu-u.ac.jp

電話 : 092-642-4364

国土交通省九州地方整備局 港湾空港部 (担当：森)

電話 : 092-418-3360

Mail : mori-s2m5@pa.qsr.mlit.go.jp

博多港ふ頭株式会社 総務部 (担当：田中)

電話 : 092-663-3111

Mail : h-tanaka@hakatako-futo.co.jp

九州大学は2011年に100周年を迎えます



KYUSHU UNIVERSITY 100th 2011
知の新世紀を拓く



民間との新たな連携の仕組みをスタート —九州大学「共同研究部門」制度を創設—

概要

「共同研究部門制度」は、組織対応型連携研究事業（民間機関等の要請を受け、九州大学との組織的かつ中長期にわたる産学連携を推進する事業）のもと、九州大学に民間機関等との共同研究に係る拠点（共同研究部門）を設置し、民間機関等と本学が共同で特定の研究分野について一定期間継続的に研究をおこなうことにより、社会の発展に資する研究の高度化と多様化を図ることを目的とし、本年4月からスタートする制度です。

背景

法人化以降、本学における共同研究・受託研究等、外部からの研究の受け入れは、全体として件数・金額ともに大幅に伸びています。

一方、民間機関等との共同研究活動において、大規模な共同研究を実施するような場合には、研究組織の構築が必要となりますが、従来からの共同研究制度ではその構築が難しく、その対応と充実・強化についての方策が急務となっていました。

また、寄附講座等による外部資金の受け入れでは、当該資金が「寄附金」のため出資者への研究成果物の還元がなく、資金提供者側の理解がより得やすい「共同研究」にシフトしたいとの意向が寄せられていました。

そこで、本学に民間機関等との共同研究に係る拠点（共同研究部門）を設置し、民間機関等と本学が共同で特定の研究分野について一定期間継続的に研究活動をおこなう仕組みとして、本制度を創設したものです。

内容

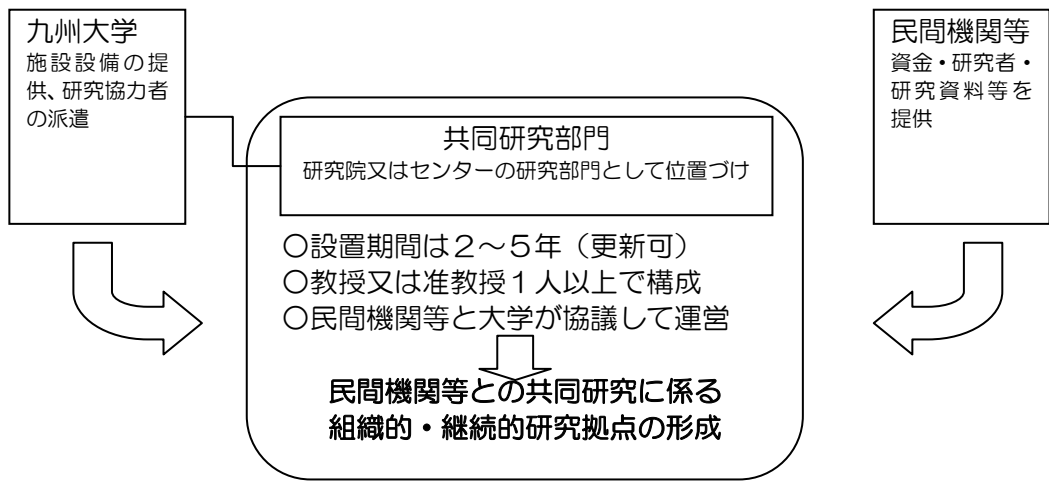
組織対応型連携研究事業（民間機関等の要請を受け、九州大学との組織的かつ中長期にわたる産学連携を推進する事業）のもと、九州大学に民間機関等との共同研究に係る拠点（共同研究部門）を設置し、民間機関等と本学が共同で特定の研究分野について、一定期間（設置期間は2～5年（更新可））継続的に研究をおこなうことにより、社会の発展に資する研究の高度化と多様化を図ることを目的とします。

共同研究部門の研究活動と運営は、民間機関等からの共同研究費により展開します。共同研究部門には、共同研究部門教員（本研究を推進するために新たに雇用する教員）を置くほか、必要に応じて、協力教員（共同研究部門に参画する本学の教員）、民間機関等共同研究員（民間機関等に在職のまま本学に派遣される研究員）、学術研究員（研究従事者）等を置くことができます。

特長・効果

「共同研究部門」制度は、新たに設置する「共同研究部門」に、当該共同研究活動に専念する「共同研究部門教員」を雇用・配置したうえで、当該教員を中心に一定期間継続的に研究を行うもので、本学「知的財産本部」が「組織対応型連携研究事業」に係る支援活動の一環として、研究マネジメントによる研究進捗のサポートをおこないます。

このように、本制度は、「寄附研究部門制度」とも「共同研究制度」とも異なる効果が期待できる大学と民間機関等との新しい連携のしくみです。



	寄附研究部門	共同研究	共同研究部門
組 織	あり	なし	あり
経 費	寄附金	共同研究費	共同研究費
出資者への成果物の還元	なし	あり	あり

■今後の展開

本制度の創設により、大規模な共同研究を実施する仕組みを設け、民間機関等と本学が共同で特定の研究分野について一定期間継続的に研究をおこなうことにより、社会の発展に資する研究の高度化と多様化をさらに進めることとしています。

【お問い合わせ】
 学術研究推進部 産学連携課 産学連携係
 電話：092-642-2128
 FAX：092-642-4363
 Mail：kissangaku@jimu.kyushu-u.ac.jp

九州大学「共同研究部門」制度の創設について

1. 趣 旨

- (1) 「組織対応型連携研究事業」（民間機関等の要請を受け、本学との組織的かつ中長期にわたる産学連携を推進する事業）のもと、本学と民間機関等との共通した研究課題について、共同研究に係る拠点（共同研究部門）を設け、当該研究組織において一定期間継続的に研究をおこなうことにより、社会の発展に資する研究の高度化と多様化を図ることを目的とします。
- (2) 民間等からの共同研究費により、当該研究組織の教員給与や研究費、光熱水料、旅費、施設使用料等その運営に必要な経費等を賄います。
本共同研究部門の設置期間は、原則として2年～5年（更新可）とし、研究活動を推進するものです。

2. 創設の背景

法人化以降、本学における共同研究・受託研究等、外部から資金の受け入れは、全体として金額・件数とも大幅に伸びています。

一方、民間機関等との共同研究活動において、大規模な共同研究を実施するような場合には、研究組織の構築が必要となりますが、共同研究制度ではその構築が難しく、その対応と充実・強化についての方策が急務となり、本制度の創設が求められていました。

また、寄附講座等による外部資金の受け入れでは、当該資金が「寄付金」のため出資者への研究成果物の還元がなく、資金提供者側の理解がより得やすい「共同研究」にシフトしたいとの意向が寄せられていました。

3. 「共同研究部門」の設置について

「共同研究部門」の設置については、「組織対応型連携契約」を締結のうえ、次の手続きにより設置を行います。

- (1) 民間機関等から本学に「共同研究部門」設置の申込み
- (2) 部局長は、教授会又はそれに代わる機関の議を経て総長に申請
- (3) 総長は、企画専門委員会に審議を付託（企画専門委員会は、審議結果を総長に報告）
- (4) 総長は、審議結果を踏まえ、設置承認の可否を決定
- (5) 総長承認の場合は、民間機関等と本学の間で「共同研究部門設置契約」を締結

4. 部門名

当該部門における研究の内容を示す名称を付します。

（民間機関等から申し出があった場合は、当該機関等の名称が明らかになるような名を付すことができます。）

5. 部門の構成

- (1) 原則として教授又は准教授1人以上の教員（特定有期教員：共同研究部門教員）を置きます。（共同研究部門の運営上、特に支障がないと認められる場合には、講師又は助教1人以上の教員も可能です。）

- (2) 必要に応じて、協力教員（共同研究部門に参画する本学の教員）、共同研究員（民間・公的機関等に在職のまま本学に派遣される研究員）、学術研究員等を置くことができます。
- (3) 公的機関からの資金提供により共同研究部門を設置する場合には、教授又は准教授相当の共同研究員の受け入れにより、共同研究部門教員を置かないことも可能とします。

6. 「共同研究部門教員」の職務

当該部門の研究業務に専念します。ただし、教育上有益であると認められる場合には、学部又は大学院学府の教授会の審議を経て、当該学部又は学府の授業に従事することができます。

なお、研究業務専念のため、大学院指導教員については不可とします。

7. 「共同研究部門教員」の雇用期間

- (1) 5年を限度とします。（当該部門の存続期間を限度に更新することが可能です。）
- (2) 本学教員の定年退職日を超えることはできません。

8. 「共同研究部門教員」の選考

- (1) 「共同研究部門教員」は、原則として公募の上、共同研究部門を置く部局の教授会又は運営委員会において、教員選考基準等に基づき選考・推薦を行います。
- (2) 部局から推薦のあった者について、役員会の下に、本学の企画専門委員会の委員のうちから総長が指名する者による「選考審査委員会」を置き審査を行い、当該結果について、役員会の審議を経て総長が決定します。

9. 「共同研究部門教員」の所属

- (1) 共同研究部門が設置された部局等に所属します。

10. 「共同研究部門教員」の教授会等への参画

所属する部局の教授会又は運営委員会の議に基づくものとします。

11. 研究成果物の取扱い等

- (1) 出資者への成果物の還元があります。
- (2) 当該研究で得られた成果の公表については、民間機関等との契約の定めによります。
なお、成果の公表前に、内容について民間機関等と協議し、場合によっては、事前に特許出願をおこないます。